

議案第 1 4 号

羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第 2 条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。</p> <p>（１） 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、<u>休日給、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>（２） 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） <u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第 1 5 条 給与条例第 2 1 条から第 2 1 条の 3 までの規定は、任期の定めが</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第 2 条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。</p> <p>（１） 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、<u>休日給及び期末手当</u></p> <p>（２） 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） <u>報酬及び期末手当</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第 1 5 条 給与条例第 2 1 条から第 2 1 条の 3 までの規定は、任期の定めが</p>

6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）第9条に規定する報酬の基本額に同条例第10条に規定する地域手当に相当する報酬の額を加算した額に基準日までに勤務した同条例第11条第1項に規定する正規の勤務時間を乗じ、その額を基準日までに勤務した月数で除した額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第21条の4の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条の4第2項第1号中「勤勉手当基礎額にその職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において

6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）第9条に規定する報酬の基本額に同条例第10条に規定する地域手当に相当する報酬の額を加算した額に基準日までに勤務した同条例第11条第1項に規定する正規の勤務時間を乗じ、その額を基準日までに勤務した月数で除した額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

（端数計算）

第18条（略）

2 報酬の基本額、第10条の地域手当に相当する報酬の額、第11条の時間外勤務手当に相当する報酬の額、第12条の休日給に相当する報酬の額、第13条の夜間勤務手当に相当する報酬の額、第15条に規定する期末手当の額及び第15条の2に規定する勤勉手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（端数計算）

第18条（略）

2 報酬の基本額、第10条の地域手当に相当する報酬の額、第11条の時間外勤務手当に相当する報酬の額、第12条の休日給に相当する報酬の額、第13条の夜間勤務手当に相当する報酬の額及び第15条に規定する期末手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると

きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員の給与条例第21条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員の給与条例第21条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

令和6年2月19日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明